

高等学校等就学支援金について (全ての保護者様にオンライン申請システムでのお手続きのお願い)

高等学校におきましては、家庭の教育費負担を軽減するため、基準に該当する世帯の生徒を対象に国の費用により支援金が支給される制度（高等学校等就学支援金制度）が設けられています。高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という）は、学校が生徒や保護者に代わって受領し、授業料に充当するものであり、返済は不要です。

新入生の保護者様におかれましては、配布資料をご確認いただき、期日までに必ずお手続きをお願いいたします。

【全員】

就学支援金オンライン申請システム(以下「e-Shien」という)で令和6年4月15日(月)までに受給資格認定の申請をする意思が「ある」もしくは「ない」の意向のご登録をお願いします。（※操作方法は「オンライン申請の手引き」をご参照のうえ、お手続きください。）

<手続き1> 意向登録

⇒同封している「ログイン ID 通知書」に記載された、ID とパスワードで「e-Shien」にログインし、意向登録（意向あり・意向なし）をしてください。

◎全員、意向登録のお手続きが必要です。

◎受給資格認定の申請をする意思がない場合も、必ず「意向なし」の登録をお願いします。

※受給資格認定の申請をする意思がない方は、以上でお手続き完了です。

<手続き2> 受給資格認定申請

⇒意向登録で「意向あり」と登録した方は、e-Shien から必要事項を入力のうえ申請してください。

◎保護者等全員の課税情報等の登録をお願いします。

登録方法は次の①、②のいずれかです。 ※メールアドレスは入力しません

①マイナンバーカードを利用してマイナポータルから保護者等全員の課税情報を取得する。

②保護者等全員のマイナンバーを e-Shien に正確に入力する。

（登録方法により手順が異なりますので、別紙のフロー図で確認してください。）

*認定要件

令和5年度（令和4年分）の課税所得をもとに下の算定式に審査を行います。

算定式：【保護者等全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 (<u>保護者等全員の合算</u>)	年収目安 ※	支給額(年額)
304,200 円未満	910万円未満	118,800 円 (月額 9,900 円)
304,200 円以上	910万円以上	支給なし(対象外)

※「年収目安」は両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等出、実際に対象となる年収は変わりますのでご注意ください。

申請期間:令和6年4月8日(月)～令和6年4月15日(月)

*留意事項

・ 税務申告をしていない方（控除対象配偶者を除く）が就学支援金の受給資格認定の申請をされる場合は、お住まいの自治体にて税の申告をしていただく必要があります。

・ 申請期限を過ぎると、受給額が減額されますので、ご注意ください。提出期限に遅れてご提出された場合は、申請された月からの受給となります。

(※受給の対象となるかどうかわからない場合は、念のためお手続きください。)

・ 申請はインターネット環境で行います。

○ 就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」ログイン

* 実際の申請用サイトの URL です。

【URL】 <https://www.e-shien.mext.go.jp/> 「e-shien」で検索



○ 令和6年度新入生 高等学校等就学支援金オンライン申請について
(膳所高等学校ホームページ)

* 「オンライン申請の手引き」はこちらからご覧いただけます

【URL】 <http://www.zeze-h.shiga-ec.ed.jp/>



○ 高等学校等就学支援金制度 (文部科学省ホームページ)

* 説明動画 (youtube) ・ よくある質問 ・ マニュアル等掲載

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



・ 今回の手続きは、4月から6月まで（3か月）の受給資格の認定申請です。
今回の審査の結果については、6月下旬ごろ（予定）にお知らせいたします。

・ 7月から翌年6月までの受給手続きについては 7月頃に改めてご案内する予定です。
こちらにつきましても、受給資格認定申請の有無にかかわらず、全員のお手続きが必要となります。

ログイン ID 通知書は、3年間使用します。大切に保管してください。

お問い合わせ先
滋賀県立 膳所高等学校 事務室
電話番号:077 - 523 - 2304